

彩龍の川だより

国土交通省関東地方整備局
江戸川河川事務所
首都圏外郭放水路管理支所
電話：048-746-7524
2008年11月10日[第5号]

総合治水対策と首都圏外郭放水路★★★★★★★★★★

8月末に関東地方でもゲリラ豪雨により浸水被害が発生

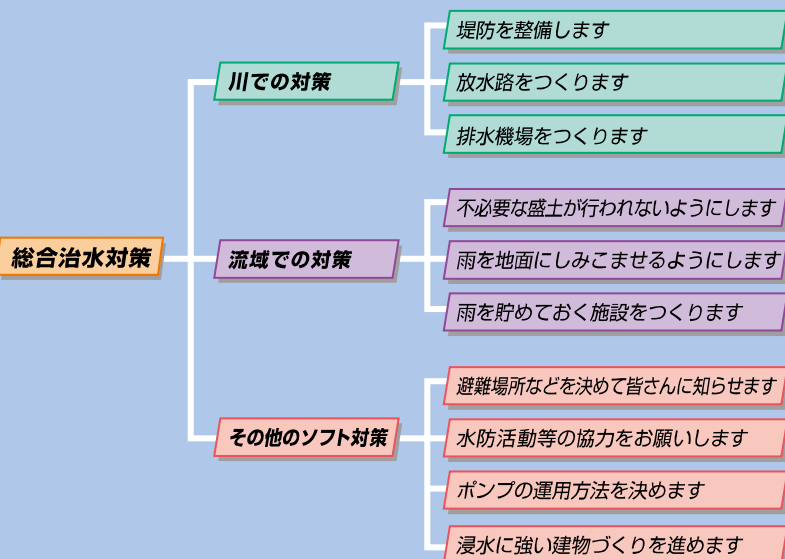
今年の夏は全国各地で「ゲリラ豪雨」が度々発生し、8月末には首都圏外郭放水路の流域でも1時間に100mm近い豪雨があり、過去最大の1170万m³（東京ドーム10杯分）を調節しましたが、浸水被害も発生しました。「首都圏外郭放水路ができたのになぜ？」の疑問をお持ちの方も多いかと思っておりますので、今回は中川・綾瀬川の総合治水対策と首都圏外郭放水路の役割について紹介します。

首都圏外郭放水路だけでは全ての浸水被害は防げません

首都圏外郭放水路は、平成14年6月に暫定通水を開始し、今までに48回の洪水流入を実施して浸水被害を減少させてきました。8月の豪雨でも、外郭放水路は各河川の洪水を調節していますが、まだ能力には余裕がありました。しかし、外郭放水路だけで全ての浸水被害を防ぐことはできません。今回、流域の一部に1時間に100mm近い豪雨が降り、地下浸透や田畑の貯留及び小さな水路の能力をはるかに超えてしまったため浸水被害が発生したと思われます。外郭放水路のような治水施設等の整備はもちろんですが、流域で開発等により失われた保水・遊水機能を回復し流域からの雨水の流出を抑える流域対策等を行う必要があります。これらの河川整備を含めた流域内で実施する対策を総合治水対策と言っています。

総合治水は地域のみなさんと一緒に行う治水対策です

中川・綾瀬川流域整備計画



中川・綾瀬川流域での総合治水対策では、河川管理者である国や都県が河道の整備や排水機場、放水路の整備を行い、沿川自治体等が保水・遊水機能の回復の為に雨水の浸透施設の設置、盛土規制や学校の校庭を一次貯留池として利用するなどの対策を行っています。

